

# 基金情報

No. 84

平成21年1月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金  
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階  
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125  
ホームページ <http://www.glskkn.com>

## 平成20年度・主要事業概況

事項	12月末数	対前月増減数	事項	12月末数(累計)	
事業所数(件)	239	0	年金掛金	調定額(円) 1,350,189,020	
加入員数(人)	男子	5,223	-42	収納額(円)	1,339,609,924
	女子	2,230	-2	収納率	99.22%
	計	7,453	-44	事務費掛金調定額(円)	55,740,264
平均標準給与月額(円)	男子	344,656	152	資産運用	信託資産額(時価) 236億7,835万円
	女子	231,307	-323		修正総合利回り -18.97%
	計	310,741	-158		ベンチマーク差 -0.97%
受給者数(人)	5,828	9	慶弔金の支給件数・金額	64件100万円	
平均年金額(円)	492,250	809	年金相談件数	581	

### 適用届出関係

### 「資格喪失」

#### ■被保険者(加入員)の資格喪失

厚生年金保険・健康保険・厚生年金基金の被保険者(加入員)の資格は、次に該当する日の翌日などに喪失します。

1. 適用事業所の業務に使用されなくなった日(退職日等) → 喪失日は翌日
2. 死亡した日 → 喪失日は翌日
3. 臨時雇用に切り替わる等、適用除外になった日 → 喪失日は翌日
4. 事業所が廃止になった日 → 喪失日は翌日
5. 任意適用事業所が任意適用取消を認可された日 → 喪失日は翌日
6. 厚生年金保険と厚生年金基金については70歳に達した日 → 喪失日は前日
7. 健康保険については後期高齢者医療の被保険者となった日(75歳の誕生日等) → 喪失日は当日

＊ ＊ 月末退職は翌月1日が資格喪失日 ＊ ＊  
資格喪失年月日は、退職日等の翌日となります。  
たとえば、3月31日退職した場合は、4月1日が資格喪失日となります。

＊ ＊ 70歳喪失は誕生日の前日が喪失日 ＊ ＊  
厚生年金保険と厚生年金基金は、70歳に達する日の前日に資格を喪失します。  
たとえば、9月1日で70歳になられる方の場合、その前日の8月31日が資格喪失日となります。

#### ■「資格喪失届」の提出等

資格喪失日から5日以内に「被保険者(加入員)資格喪失届」を社会保険事務所・健康保険組合・厚生年金基金へ提出してください。

＊ ＊ 「資格喪失届」備考欄について ＊ ＊  
資格喪失届の備考欄には、退職日など次のような事項を記入します。

◇退職・死亡などの年月日を「3月31日退職」などと記入します。

◇資格取得後、確認通知等が送付されてくる前に資格喪失した場合は、「資格取得届提出中」というように記入します。

◇被保険者(加入員)が資格取得した月に資格喪失した場合は、「資格同月得喪」と記入します。

#### ＊ ＊ 「加入員証」の取扱いについて ＊ ＊

資格取得時に発行しております、当基金の「加入員証」につきましては、将来、年金支給する際に必要となりますので、事業所にて管理されている場合は退職時等に本人へお渡しいただきますようお願いいたします。

#### 加入員証の再発行について

加入員証は、将来、年金を受け取る際に必要となる大切な証書です。紛失等された場合は、「加入員証再交付申請書」を当基金へご提出ください。(申請書については当基金のホームページよりダウンロードいただくか、当基金へご連絡ください。)

#### ■「資格喪失届」提出後の流れ

「資格喪失届」の提出後、社会保険事務所・健康保険組合・厚生年金基金それぞれから「決定通知書」が事業所へ送られます。

#### ■70歳以上の従業員の届出

厚生年金・厚生年金基金の適用年齢は70歳のため、従業員の方が70歳になられた時に、「資格喪失届」の提出が必要となりますが、70歳以降も雇用される従業員の方につきましては、「資格喪失届」と「70歳以上被用者該当・不該当届」の提出が必要となります。(昭和12年4月2日以降生まれの方)

当基金も70歳以上の方の在職老齢年金のしくみを導入していますが、原則として平成24年3月までは該当しませんので、当基金への70歳の届出は、「資格喪失届」のみとなりますので、「70歳以上被用者該当・不該当届」は、「資格喪失届」と併せて社会保険事務所へ提出してください。

#### 在職老齢年金受給権者の定年後再雇用

雇用契約上いったん退職し、引き続き嘱託等として再雇用された場合は、事実上の使用関係が継続しているので、被保険者(加入員)資格も原則的に継続します。ただし、在職老齢年金の受給権者である被保険者(加入員)の定年退職については、再雇用による給与の変動に在職老齢年金の支給停止額を即応させるなどのため、いったん使用関係が中断したとみなすことができ、このとき事業主は、「資格喪失届」と「資格取得届」を同日付けで提出します。提出の際には、定年退職であることをあきらかにできる書類(就業規則等)を添付してください。

— 以下の場合、この制度は適用できません —

- ・特別支給の老齢厚生年金の受給権がない場合
- ・就業規則等で定められている定年退職の年齢以外の日
- ・65歳以上の場合(就業規則等で、定年退職年齢を65歳にしている場合は、この制度は適用できません)

## 年金の確実な支給のために

### 【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。年金支給の際には、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

### 【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～

連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方は、将来連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」が送付されます。

**\*住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。**

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

## 年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

## 掛金は完納しましょう

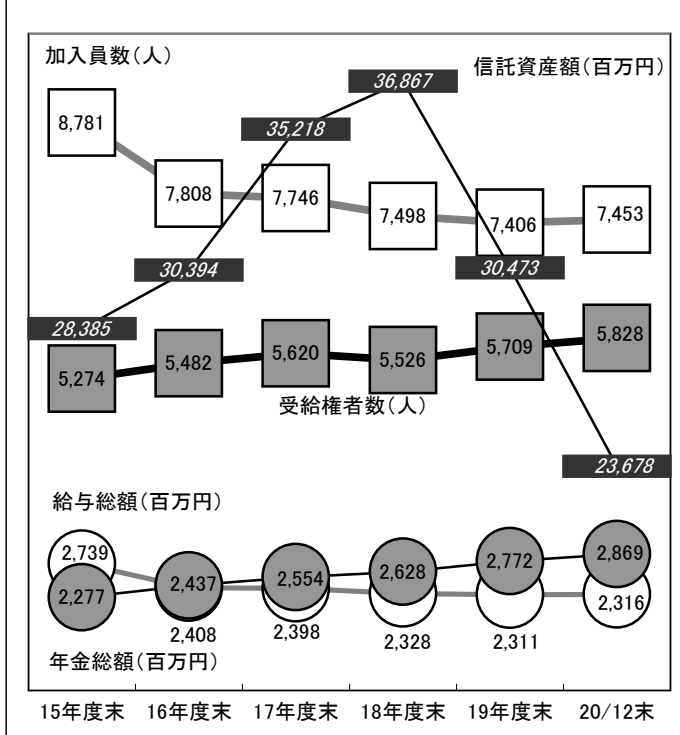
掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

＜口座振替銀行＞  
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

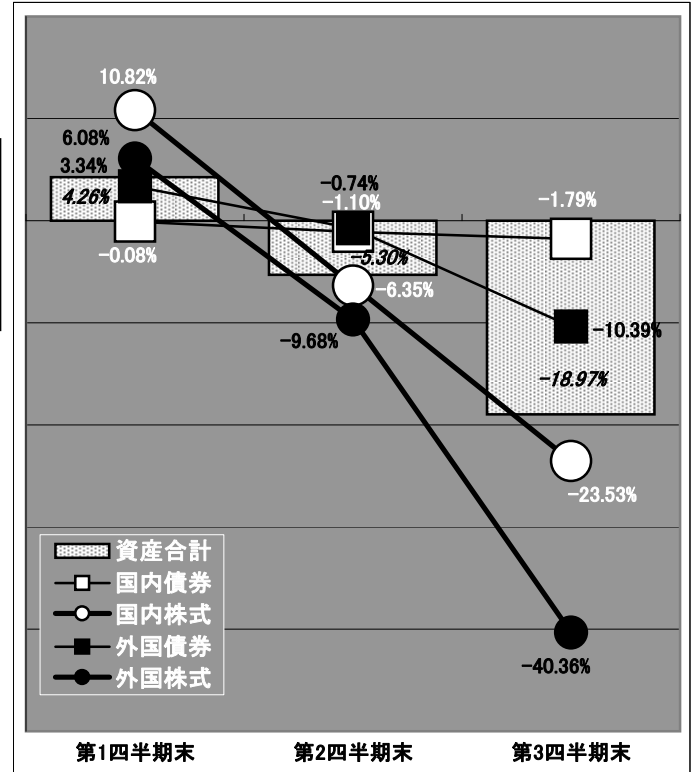
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合（※）、農業協同組合（※）などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）（※）一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

**\*1月分の掛金納入期限は、3月2日となりますので、ご協力お願いいたします。**

## 主要事業の推移



## 年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成20年度>



### 【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

### ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています  
創刊号から直近号までご覧いただけます  
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください  
<http://www.glskkn.com>

## 設立事業所の異動(規約変更関係等)・12月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
所在地変更	テクタイト(株)	墨田区錦糸	H20.11.25